

発議案第3号

議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任

木古内町議会委員会条例第5条第1項及び第2項、並びに第7条の規定により、別紙のとおり議会だより編集特別委員会を設置し委員を選任する。

令和 5年 5月 8日

別 紙

委員会名	委 員 氏 名		所 管
議会だより 編集特別 委員会			議会だよりの発行
	• 委員長		• 副委員長